

神戸学院大学大学院総合リハビリテーション学研究科学位論文審査基準

2015年4月1日制定

2020年4月1日改正

学位論文審査基準として、必要な事項を、以下に定めることとする。

1 修士課程

1) 審査体制

- a 学位規則第5条及び第6条にしたがって審査委員会を構成する。
- b 審査委員会は研究科所属の専任教授から主査1名、副査2名以上をもって構成する。主査は指導教員以外の教授とする。
- c 研究科委員会において審査のため必要と認めたときは、審査委員会に他大学の大学院又は研究機関等の教員等を副査として加えることができる。

2) 評価項目

- a 論文は、当該研究領域における国内外の研究動向や先行研究をふまえ、研究の意義や位置づけが明確に述べられていること。
- b 論文は、当該研究領域の発展に寄与する独創的な研究成果が含まれていること。
- c 論文は、適切な研究手法がとられ、結果の信頼性が検証されていること。
- d 論文は、研究結果に対して適切な考察がなされ、結論が客観的な根拠に基づいていること。
- e 論文は、学術研究論文にふさわしい構成となっていること。
- f 論文は、研究倫理に基づいた研究過程をふまえていること
- g 論文は、グローバルな視点で作成され、国際情報サービスに役立つように配慮されていること。

3) 評価基準

- a 神戸学院大学大学院総合リハビリテーション学研究科規則に規定された修了要件を充足していること。

- b 学位論文発表会を経て、上記評価項目 a～g について妥当と認められること。
- c 最終試験に合格していること。
- d 上記評価基準 a～c のすべてを満たしていること。

2 博士後期課程

1) 審査体制

- a 学位規則第 5 条及び第 6 条にしたがって審査委員会を構成する。
- b 審査委員会は研究科所属の専任教授から主査 1 名、副査 2 名以上をもって構成する。主査は指導教員以外の教授とする。
- c 研究科委員会において審査のため必要と認めるときは、審査委員会に他大学の大学院又は研究機関等の教員等を副査として加えることができる。

2) 評価項目

- a 論文は、当該研究領域における国内外の研究動向や先行研究を十分把握し、当該分野の学術的な位置づけおよび独創性が明確であること。
- b 論文は、当該研究領域における解決すべき問題点を取り上げ、研究され、総括されたもので、国内あるいは国外で高い評価を得られた学術誌に公表されていること。
- c 論文は、研究倫理に基づいた研究過程をふまえていること
- d 論文は、グローバルな視点に立ち、独創的な研究を遂行する努力がみられ、研究成果として表現されていること。

3) 評価基準

- a 神戸学院大学大学院総合リハビリテーション学研究科規則に規定された修了要件を充足していること。
- b 学位論文審査申請までに、審査体制の確立した学術誌等に原著論文として単著または共著（筆頭執筆者として）の欧文論文が 1 編以上掲載あるいは掲載許諾を受理されていること。分野によって和文の場合は 2 編以上とすること。

c 学位論文発表会を経て、上記評価項目 a～d について妥当と認められること。

d 最終試験に合格していること。

e 上記評価基準 a～d のすべてを満たしていること。

附則(2015年4月1日)

この学位論文審査基準は、2015年4月1日から施行する。

附則(2020年4月1日)

この学位論文審査基準は、2020年4月1日から施行する。ただし、2019年度以前の入学生は従前どおりとする。